

令和2年11月30日提出

令和2年11月市議会定例会

追 加 議 案

議案第129号～議案第133号

島 田 市

目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第129号	島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第130号	島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	2
議案第131号	島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第132号	島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第133号	島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5

議案第129号

島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について

島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年11月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例（平成17年島田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第130号

島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年11月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島田市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第131号

島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例について

島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり定める。

令和2年11月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年島
田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第3条第3項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年
4月1日から施行する。

議案第132号

島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年11月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島田市病院事業管理者の給与に関する条例（平成23年島田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第133号

島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年11月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 島田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。